

様式第8

平成27年度循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間
相楽西部地域	木津川市、精華町	平成22年9月1日～平成27年3月31日	5年間

1 目標の達成状況
(ごみ処理)

指 標		現状(割合※1) (平成21年度)	目標(割合※1) (平成27年度) A	実績(割合※1) (平成27年度) B	実績B/ 目標A
排出量	事業系 総排出量	3,947 t	4,025 t (2.0 %)	5,047 t (27.9 %)	25.4%
	1事業所当たりの排出量	1.5 t /事務所	1.5 t (0 %)	1.7 t (13.3 %)	13.3%
	家庭系 総排出量	27,426 t	29,799 t (8.7 %)	27,063 t (-1.3 %)	-9.2%
	1事業所当たりの排出量	179 kg/人	173 kg/人 (-3.4 %)	174 kg/人 (-2.8 %)	0.6%
合 計 事業系家庭系総排出量合計		31,373 t	33,824 t (7.8 %)	32,110 t (2.3 %)	-5.1%
再生利用量	直接資源化量	0 t (0 %)	0 t (0 %)	0 t (0 %)	%
	総資源化量	8,401 t (26.8 %)	9,686 t (28.7 %)	7,614 t (23.8 %)	-21.4%
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)	- MWh	- MWh	- MWh	
減量化量	中間処理による減量化量	19,416 t (61.9 %)	20,379 t (60.2 %)	21,134 t (65.8 %)	3.7%
最終処分量	埋立最終処分量	3,526 t (11.3 %)	3,759 t (11.1 %)	3,362 t (10.5 %)	-10.6%

※1 排出量は現状に対する割合、その他の指標は排出量に対する割合

(生活排水処理)

指 標		現 状 (平成21年度)	目 標 (平成27年度) A	実 績 (平成27年度) B	実績B/ 目標A
総人口		106,180	115,483	112,082	—
公共下水道	汚水衛生処理人口	86,195	100,790	103,354	2.5 %
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	81.2%	87.3%	92.2%	5.6 %
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	0	0	0	%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0%	0%	0%	%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	5,559	5,126	4,914	-4.1 %
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	5.2%	4.4%	4.4%	0 %
未処理人口	汚水衛生未処理人口	14,426	9,567	3,814	-60.1 %

2 各施策の実施状況

施策種別	事業番号	施策の名称等	実施主体	施策の概要	事業実施期間 (事業計画期間)	施策の実績
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	有料化の導入	木津川市	平成22年度に廃棄物減量等推進審議会を設置し、ごみ処理の有料化について検討を推進する。	H22～継続	平成22～24年度まで11回の審議会を経て、木津川市ごみ減量化推進計画（もったいないプラン）を策定。平成25年度には、さらなる減量化、ごみ処理の有料化に向け検討を進めている。
	12	マイバック運動・レジ袋対策	木津川市 精華町	事業者に対し、レジ袋の有料化や詰め替え商品の優先的な仕入れなどの啓発を推進する。 市民に対し、マイバック持参や簡易包装を啓発推進する。	継続	木津川市においては、市広報による告知やエコバック講習会を開催するなどの取組みを実施している。 また、精華町では、環境ネットワーク会議を通じ、チラシを配布して啓発を行うとともに、せいか祭り会場にもマイバック啓発を行うブースを設置している。
	13	集団回収等の推進	木津川市 精華町	市民団体による古紙・古布類の集団回収に対して、回収実施に応じて補助金を交付する。	継続	木津川市・精華町において、古紙回収実施団体に対し活動補助を実施。精華町では、古紙回収量の増に向け、平成27年度より新たに「雑紙」回収の啓発を実施している。 (H21) 木津川市：143団体・2,832t 精華町：46団体・2,249t (H26) 木津川市：154団体・2,433t 精華町：46団体・1,838t
	14	分別収集の推進・啓発活動・環境学習の	木津川市 精華町	木津川市では、平成9年4月に開所したリサイクル研修ステーションを活用し、3R・ごみ減	継続	

	実施		ーションを活用し、ごみゼロを目指した様々な取り組みを継続して推進する。精華町では、精華町環境ネットワーク会議と協働し、環境啓発フォーラムや環境啓発映画会等を企画、またごみ分別説明会等を実施し、分別収集の徹底、循環型社会の構築を目指す。		量展示コーナー、リユースコーナーを設置している。リユース品の持込み件数(H21) 1174件・(H26) 3,089件 精華町環境ネットワーク会議では、ごみ減量を啓発するアンケートや講演会を実施するとともに、町内の保育所に訪問し、ごみ分別・減量化を呼び掛けペーパーサートを開催している。 また、町環境推進課でも、要請のあった町内の学校に訪問し、ごみ分別に関する説明会を開催している。
15	家庭における生ごみの堆肥化	木津川市 精華町	家庭用生ごみ処理機器の購入に対する補助金を交付する。継続支援。	継続	木津川市では、EM式生ごみ処理機・コンポストの購入に対し補助金を交付。H22～26補助金交付件数：129件。 精華町では、電気式、EM式の生ごみ処理機やコンポストの購入に対する補助を実施。H22～26補助金交付件数：148件
16	生活排水対策	木津川市 精華町	無リン洗剤の使用、三角コーナーネットの使用及び拭取紙等の排出抑制商品の普及啓発活動を実施する。合併浄化槽設置補助金を交付する。	継続	木津川市では、合併浄化槽設置に対して、補助金を交付している。H22～26補助金交付件数：105件 精華町では、毎年配布する住民手帳において、無リン洗剤の使用の啓発を行う。
処理施設の整備に関するもの	3	新クリーンセンター整備事業	木津川市 新クリーンセンターの整備事業を推進する。	H25～H30	木津川市クリーンセンター建設事業 H25～H27 敷地造成等整備工事 H27～H30 施設整備工事

	5	合併浄化槽整備	木津川市	合併処理浄化槽整備を推進し、公共水域へ汚濁負荷の低減に取り組む。	H22～H26	木津川市では、合併浄化槽設置を推進のため補助金の交付を実施し、H22～26補助金交付件数：105件
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	新クリーンセンター整備に係る計画支援事業	木津川市	新クリーンセンター整備に係る調査、測量、計画及び設計等。	H22～H29	新たなクリーンセンターの整備に向けた各種調査を実施。
その他	41	施設搬入物の監視の強化	木津川市 精華町	搬入されるごみの展開調査を定期的に実施し、搬入不適物の混入の防止を図る。また、搬入申請時においてチェックを強化し、施設搬入前の業者指導を徹底する。	継続	木津川市では、ごみ減量化推進のため、定期的にごみの組成調査を実施。 精華町では、住民による不燃・粗大ごみの自己搬入の際には、申請内容と積載ごみとの確認作業を実施している。
	42	行政のごみ減量に関する率先行動	木津川市 精華町	庁舎、出先機関等の公共施設で古紙、びん・缶等の資源化を徹底するとともに、再生品のグリーン購入を進める。	継続	木津川市、精華町の公共施設において、ごみ減量・リサイクル活動、グリーン購入を継続して実施している。また精華町では、公共施設から排出される「ざつ紙」の回収を啓発する講座を開催。
	43	不法投棄、散在性ごみ、野外焼却の防止	木津川市 精華町	京都府、警察、消防等と連携し、不法投棄や野外焼却に対する迅速な対応を図って防止に努める。散在性ごみについては、ごみゼロ運動、ノーポイ運動を通じて啓発を進める。	継続	木津川市では、不法投棄パトロール委託事業を実施するなど、防止に向けた取組みを実施している。 精華町では、町内各自治会の協力の下、毎年7月～10月に掛けてクリーン・リサイクル運動を実施しており、併せて毎年夏に不法投棄が多い河川敷で関連団体の協力を得て清掃活動を実施している。

	44	廃家電のリサイクルに関する普及啓発	木津川市 精華町	特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。また、使用済小型電子機器等の再資源化の促進を図る。	継続	木津川市では、小型家電リサイクル促進のため市内各所に回収ボックスを設置している。精華町では、家電リサイクル法対象機器は、各戸配布を行った「ごみ分別辞典」に処理方法を詳しく掲載するとともに、義務外品の処理に関し、町内の電気店の同意を得て、家電リサイクル協力店として連絡先を掲載。
	45	災害時の危機管理	木津川市 精華町	災害廃棄物に対する処理計画を策定して、万一災害が発生した際に処理計画に基づき、迅速かつ適切に対応できるよう、準備を進める。	継続	木津川市、精華町において、災害発生に備えて、各市町の防災計画において、初動体制を整備している。
	46	廃棄物減量等推進員の活動支援	木津川市	ごみの発生抑制・減量化等の施策の推進に加えて、廃棄物減量等推進員を委嘱し、3R推進に関する自主的な活動に対する支援等を今後も継続する。	継続	推進員活動誌「くるっとだより」を市広報へ掲載、環境まつり、フリーマーケットの実施、また推進員の視察研修を定期的に実施している。

3 目標の達成状況に関する評価

1 ごみ処理に関する達成状況の評価

(1) 排出量

事業系ごみの排出量について、約26%増加し目標を達成できなかった。理由は、公園・道路等の除草に伴う草について、平成26年度からごみ焼却施設の老朽化により、民間の処分業者に委託したところ、これまで十分乾燥して受け入れていたものを、乾燥させずに持ち込んだことにより、重量が増加したことによる。

家庭系ごみの排出量については、目標を達成できた。なお、可燃ごみの有料化の導入について検討を進めており、今後更なるごみの減量化に取り組む。

(2) 再生利用量

総資源化量について、目標量を下回った。主な理由は古紙類の集団回収量の減であり、インターネット等の情報化により紙の需要が減少傾向となったことに伴うものである。集団回収団体については増加しており、引き続き、古紙類の回収に努めるとともに、プラスチック製容器包装類などの再生利用を推進する。

(3) 減量化量

目標量をほぼ達成した。引き続き、適正な中間処理に努める。

(4) 最終処分量

目標量を達成した。

2 生活排水処理に関する達成状況の評価

公共下水道及び合併処理浄化槽について、いずれも目標としていた普及率を達成した。

引き続き、全世帯が水洗化となるよう、公共下水道・合併処理浄化槽の普及を図る。

(都道府県知事の所見)

- 排出量については、事業系の排出量が目標は達していないが、総排出量では目標以上の削減が進んでいる。これは、施策の実施によるごみの減量化に取り組まれた結果と評価できる。
 - 再生利用量については、目標達成に至らなかったが、その要因が十分に検討されており、次期地域計画に基づく施策等の実施により期待できる。
 - 減量化量及び最終処分量については、地域計画の目標以上に削減されていることが評価できる。
 - 生活排水処理については、公共下水道及び合併処理浄化槽とともに地域計画の目標どおりの普及率に達していることから汚水処理施設の整備が行われていることがわかる。
 - 以上のことから、当該計画に基づく各施策の実施・継続により、ごみの発生抑制及び生活環境の改善に寄与しており、目標は概ね達成できていると評価できる。
- 引き続き、第2期計画において更なる施策の推進を図られたい。